

令和2年6月30日作成

安曇野ハンググライダークラブ/パラグライダークラブ 生坂スカイサポート

## 松本空港 RNP AR 機との分離ルールについて

安曇野ハンググライダークラブ/パラグライダークラブ及び生坂スカイサポートが実施するフライトは、松本空港への RNP AR 進入方式を使用した到着機と以下のとおり分離を図ることとする。

### ○分離ルールの対象となる RNP AR 進入方式

- RNAV(RNP)Z RWY18 (IAF:RIPSI 西からの進入) ※進入復行は除く
- RNAV(RNP)Y RWY18 (IAF:PAPNA 北からの進入) ※進入復行は除く
- RNAV(RNP)Z RWY36 (IAF:RIPSI 西からの進入) の進入復行部分のみ
- RNAV(RNP)Y RWY36 (IAF:PAPNA 北からの進入) の進入復行部分のみ

※上記に含まない RNP AR 進入方式（進入復行）については、活動エリアと平面的に重複しない経路であることから、分離ルールの対象外とする。

### ○分離ルール適用期間

運航者の運航情報提供サイトで確認できる RNP AR 進入機の着陸予定時刻 30 分前から着陸が確認できるまでの期間。

### ○分離ルール

以下（1）から（8）の方法により RNP AR 進入機と分離を図ることとする。

#### （1）注意喚起エリアの設定について

航空機の進入経路の中心線から片幅 RNP 値×2の水平距離を有する区画を注意喚起エリアとする。

#### （2）フライトを実施する際には、原則として自機の位置及び注意喚起エリアを表示しかつ注意喚起エリアへ接近した場合に警告を有する機材（以下、アプリ等）を使用するものとする。

#### （3）気象条件について

- ① RNP AR 進入機の視認に影響がない飛行視程 10km 以上の場合にのみフライトを実施することとする。
- ② 風に流されて注意喚起エリアに入ることがないように、離陸場での風速が以下の場合にのみフライトを実施することとする。

パラグライダー : 5m/s 未満

ハンググライダー : 10m/s 未満

(4) 水平距離の設定について

- ① 原則として、目視により安全な間隔を確保するものとする。
- ② RNP AR 進入機を視認できない場合には、注意喚起エリアに入域しないこととする。
- ③ アプリ等を使用し、注意喚起エリアへ接近した場合の警告を受領した場合は、継続して航空機の視認に努めるとともにできる限り航空機の進入経路から遠ざかるようにフライトを実施するものとする。
- ④ アプリ等を使用しない場合には、原則として注意喚起エリアに入域しないこととする。
- ⑤ 上記(4)②～④に限らず、航空機の進入経路の中心線から 1km 以内には入域しないこととする。ただし、(5)で高度による分離を実施している場合を除く。

(5) 高度による分離について

航空機の進入経路の中心線から 1 km以内では、RNP AR 進入機との間に 500m 以上の高度差を確保することとする。

(6) 生坂村スカイスポーツ公園周辺及び三郷着陸場周辺でのフライトについて

生坂村スカイスポーツ公園周辺で実施する短距離のフライト及び三郷着陸場への着陸のためのフライトについては、上記(1)～(5)によらず以下の方法により分離を図ることとする。

- ① 原則として、目視により安全な間隔を確保するものとする。
- ② 風に流されて RNP AR 進入機に近づくことがないように、離陸場での風速が以下の場合にのみフライトを実施することとする。

パラグライダー : 5m/s 未満  
ハンググライダー : 10m/s 未満
- ③ 目安となる稜線などの地形を予め設定した上で航空機の進入経路の中心線から 2km 以上離れた場所でフライトエリアを設定し、その範囲内においてフライトを実施することとする。
- ④ フライト中はフライト範囲から出ないように、常に目視での位置確認を実施することとし、フライト範囲の外縁に近づいた場合あるいは近づく可能性がある場合は、外縁から離れるようにフライトを実施するものとする。

(7) 進入復行経路に対する分離について

進入復行経路に対する分離については、以下の方法により分離を図ることとする。

- ① 原則として、目視により安全な間隔を確保するものとする。
- ② 進入復行経路の保護空域内においてフライトを実施する場合は、フライト前に運航者の運航情報提供サイトを確認し、RWY36 への RNP AR 進入が確認された場合には、あらかじめ進入復行した場合の分離方法についてプランニングを実施した上でフライトを実施することとする。
- ③ フライト中は、進入復行に備えて進入復行経路の中心線から 1km 以上離れた箇所でのフライトを実施するなど、安全対策を講じた上でフライトを実施することとする。

(8) その他

航空機が生成する後方乱気流の影響について理解し、フライト中は十分考慮することとする。

以上